



「オンライン」を活用しよう

税務署や村等の確定申告会場は、新型コロナウイルス対策を講じて開設しますが、確定申告期間中は大変混雑することからいわゆる「3密」が発生しやすい状況となります。

感染防止の観点からも、国税庁ホームページによる申告書の作成をご検討ください。

ご自宅のパソコンはもちろん、お手持ちのスマートフォンのカメラ機能を活用して、源泉徴収票の自動入力などもご利用いただけます。

詳しくは、国税庁ホームページ「令和3年分確定申告特集」をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>



富良野税務署からのお知らせ

〈確定申告会場の開設〉

新型コロナウイルス感染症対策として、会場の混雑を緩和するため、入場には入場整理券が必要となります。

「入場整理券」は、①当日各会場で配付するほか、②国税庁のLINE公式アカウントからも事前発行を行います。入場整理券の配布状況により、早めに入場整理券の配布を終了する場合があります。

確定申告会場 富良野税務署 1階
開設期間 令和4年2月16日(水)から令和4年3月15日(火)まで
相談受付時間 午前9時から午後4時
※土日・祝日をのぞく

①当日配布
の整理券



②LINEから事前
発行した整理券



会場への入場には①または
②のいずれかが必要です

〈贈与税および譲渡所得に係る申告相談〉

確定申告期間中において、贈与または譲渡(土地、建物の売買など)に係る申告相談を次の日程で受け付けます。

富良野税務署には、贈与または譲渡に係る申告を担当する職員が常駐していませんので、ご来署される場合は、必ず事前に税務署へ連絡をお願いします。

開催日 ① 2月17日(木) 9時から16時まで・18日(金) 9時から12時まで
② 2月24日(木) 9時から16時まで・25日(金) 9時から12時まで
③ 3月3日(木) 9時から16時まで・4日(金) 9時から12時まで
④ 3月10日(木) 9時から16時まで・11日(金) 9時から12時まで
予約方法 ・富良野税務署へ電話 ☎0167(22)2144
・自動音声で『2』を選択し、「相談内容」「事前予約の希望」を伝える。

富良野税務署 ☎0167(22)2144

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

申告をしなかった場合、国民健康保険税の計算、各種証明書の発行ができないなどの不利益が生じる場合があります。

期限は3月15日(火)までと定められていますが、期限の個別延長が認められるやむを得ない理由がある場合は期限の延長ができます。詳しくは、総務課税務担当までご相談ください。

総務課税務担当 ☎0167(56)2121

令和4年度村道民税 申告と令和3年度分 確定申告のお知らせ

1月1日現在、占冠村に住所のある方で令和3年中(令和3年1月1日～令和3年12月31日)に収入があった方は、「村道民税の申告」および「所得税の確定申告」が必要です。

占冠村での確定申告・村道民税申告の巡回相談

日時	時間	場所
2月17日(木)	10:00～15:00	双珠別住民センター
2月18日(金)	10:00～15:00	占冠地域交流館
2月21日(月)	10:00～15:00	トナムコミュニティセンター
2月22日(火)	10:00～15:00	トナムコミュニティセンター

※この日程以外は、総務課税務担当で随時申告受付、相談を行っています。

⚠ 会場内での感染防止策における諸注意

- 入場の際に検温を実施します。37.5度以上の発熱が認められる方は、原則として入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等体調がすぐれない方は、無理せず来場を控えていただくようお願いいたします。
- マスクを必ずご着用ください。●会場内は、適宜換気をしますので暖かい服装でお越しください。
- 備付けのアルコール消毒液で手指を消毒願います。●ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。

申告が必要な方

- 事業を営んでいる方や地代、家賃、配当などの所得を有する方
- 土地や建物、その他の資産を売った方
- 給与以外の収入があった方
- 令和3年中に退職された方(再就職し、勤務先で年末調整を終えていれば申告不要)
- 令和3年中の所得が公的年金のみで、社会保険料控除等の所得控除を受ける方
- 国民健康保険加入者(収入がなくても申告が必要)
- 所得や課税等に関する税務証明が必要となる方 など

申告する必要のない方

- 令和3年中の所得が給与のみで、勤務先で年末調整を終えている方
- 税務署に所得税の確定申告書を提出した方 など

申告の際に必要なもの

- 収入を証明する資料(各種源泉徴収票や支払調書など)
- 控除を証明する資料(生命保険、地震保険支払証明書、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の領収書、国民年金控除証明書、医療費の領収書など)
- 所得税が還付される場合は、申告者本人の名義である預貯金等口座番号がわかるもの